

（補助制動灯）

第43条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第39条の2の規定並びに細目告示第57条、第135条及び第213条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。
- 二 補助制動灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 補助制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 補助制動灯は、イに規定するほか、前条第1項第2号ハ及びニの基準に準じたものであること。この場合において、同号ニの基準中「上方15度の平面及び下方15度の平面」とあるのは「上方10度の平面及び下方5度の平面」と、「45度の平面」とあるのは「10度の平面」とする。
- 三 補助制動灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 補助制動灯の数は、1個であること（ハに掲げるただし書の規定により車両中心面の両側に1個ずつ取り付ける場合を除く。）。
 - ロ 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.85メートル以上又は後面ガラスの最下端の下方0.15メートルより上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
 - ハ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取り付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150ミリメートルまでの間に取り付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取り付けることができる。この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取り付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。
 - ニ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。
 - ホ 補助制動灯は、制動灯が点灯する場合のみ点灯する構造であること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号イ及び第3号ロ

3 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。

4 平成21年12月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であつて車両総重量3.5トン以下のものにあつては、保安基準第39条の2第1項中「備えな

なければならない」を「備えることができる」に読み替えて適用する。

- 5 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添71 3. 7. の規定は、適用しない。
- 6 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第57条第1項、別添52 2. 13. 及び別添71 3. 5. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第57条第1項、別添52 2. 13. 及び別添71 3. 5. の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第39条の2第3項及び細目告示第57条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3. 7. 1. 2. 2. 及び3. 27. の規定は、適用しない。
- 10 保安基準第39条の2第3項及び細目告示第57条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第39条の2第3項及び細目告示第57条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 保安基準第39条の2が適用される自動車は、当分の間、細目告示第57条第1項並びに別添52 4. 9. 2. 及び4. 9. 7. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第57条第1項並びに別添52 4. 9. 2. 及び4. 9. 7. 1. の規定に適合するものであればよい。
- 13 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第57条第1項及び第2項並びに別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第57条第1項及び第2項、第135条第3項、第213条第3項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 14 次に掲げる自動車については、細目告示第57条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第57条第1項並びに別添52 4.9.2. 及び4.9.7.1.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 15 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第57条第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの